平成２４年（フ）第１３８号
石川県河北郡内灘町字千鳥台２丁目345番地
破産者　笠谷　博志
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６０４号
広島市中区舟入南３丁目５番21号
破産者　川戸　正彦
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０７号
宮崎市大塚台西３丁目31番地１　大塚台教職員住宅１棟６号
破産者　富高　啓順
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８２号
横浜市南区大岡１－４－14　レオパレス弘明寺第４－103号、住民票上の住所横浜市金沢区長浜２丁目11番６号
破産者　野中登喜藏
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０８号
神奈川県藤沢市本鵠沼２丁目15番７号　メゾンパールＢ号室、開始決定時の住所神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目７番14号
破産者　畠山　浩雍
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１０４号
横浜市青葉区市ケ尾町1056番地７　ひかりハイツＢ103
破産者　道下外志雄
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３４７号
横浜市磯子区森が丘１―16―12　山田方、住民票上の住所横浜市磯子区田中１丁目17番31―18号
破産者　高橋紗緒里（旧姓山田）
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４８号
新潟県長岡市石動町463番地１、前住所新潟県長岡市上除町甲1624番地22
破産者　山田千江子
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
富山県射水市大門６番地10、開始決定時の住所富山県高岡市明園町３番32号
破産者　柴田　義之
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７８号
静岡市駿河区高松１丁目19番１―103号、開始決定時の住所静岡市駿河区登呂５丁目７番４号
破産者　渡辺　昌之
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１１号
愛知県豊田市常盤町１丁目103番地３　セザール豊田207号、旧住所愛知県豊田市二タ宮町高ボタ10番地
破産者　高山不二雄
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
愛知県岡崎市伊賀町字６丁目48番地、開始決定時の住所愛知県岡崎市城北町５番地６　レインボー城北603
破産者　久世　一郎
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
福岡市博多区麦野４丁目３番５号
破産者　小田由美子
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１８４２号
札幌市北区屯田７条10丁目５番16―103号
破産者　小林　　務
1　破産債権の届出期間　平成24年11月29日まで
2　一般調査期日　平成24年12月12日午後３時
平成24年11月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１号
大阪市中央区心斎橋筋２丁目７番18号　プライムスクエア心斎橋11階
破産者　ＧＦＳ株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年12月11日まで
2　一般調査期日　平成25年１月28日午前11時
平成24年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９号
京都府福知山市字猪崎1214番地
破産者　絹川　雄介
1　破産債権の届出期間　平成24年12月19日まで
2　一般調査期日　平成25年２月21日午後２時
平成24年11月８日
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2209番地12
破産者　山本　　武
1　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
2　一般調査期日　平成25年３月６日午前10時30分
平成24年11月７日　佐賀地方裁判所武雄支部